

米原市グリーン購入基本方針

1 目的

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会構造は、様々な地球環境問題を引き起こしており、これらの問題を解決していくためには、社会そのものの在り方を、環境負荷の少ない、持続的発展が可能なものに変えていく必要がある。

こうした社会情勢の中、米原市では、平成 20 年 3 月に環境基本計画を策定し、「ホタルが輝き 笑顔あふれる田舎都市 まいばら」を目指すべき環境像として、環境への取組を進めてきた。また、ISO14001 に替えて、平成 23 年 4 月に「米原市役所地球温暖化対策実行計画」を改定し、その中で環境に配慮した物品および役務の調達(以下「グリーン購入」という。)の推進について明記するとともに、環境に配慮した事務・事業を推進している。

この方針は、米原市の美しい自然環境を次世代に引き継いでいくため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づくグリーン購入を積極的に推進し、市の事業活動から生じる環境負荷の低減を図るとともに、持続的発展が可能な社会を構築することを目的として定める。

2 適用範囲

市長事務部局、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

3 基本原則

物品および役務(以下「物品等」という。)の調達に当たっては、性能や品質、価格などに加え、次の事項に配慮した調達に努める。

- (1) 購入前に必要性を十分検討し、調達数量は必要最小限とすること。
- (2) 製造から使用、廃棄までのライフサイクル全体における環境負荷を考慮すること。
 - ア 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用および排出が削減されていること。
 - イ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ウ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
 - エ 長時間の使用ができること。
 - オ 再使用が可能であること。
 - カ リサイクルが可能であること。
 - キ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
 - ク 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- (3) 環境負荷の低減に努める業者から、優先して購入すること。

4 調達方針の策定

市は、毎年度基本方針に基づいて、米原市グリーン購入調達方針（以下「調達方針」という。）を定め、重点的に調達を推進する物品等（以下、「重点物品等」という。）を決定し、公表するものとする。

5 グリーン購入の推進

- (1) グリーン購入は、市役所地球温暖化対策推進本部が中心となり、「調達方針」により毎年度目標値を設定し、推進する。
- (2) 市は、重点物品等の調達実績を把握し、実績の概要を公表するものとする。
- (3) 重点物品等以外の物品等についても、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じて、可能な限り調達の推進に努めることとする。
- (4) 市は、環境物品等の調達の趣旨、効果等について職員に対する研修を実施するとともに、市民・事業者に対し、積極的な情報の提供など普及促進に努める。

付 則

この基本方針は、平成23年4月1日から施行する。